

成年後見制度 ハンドブック



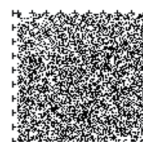
成年後見センター **えみい** 



世田谷区 社会福祉協議会

● 支え合い ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●

世 田 谷 区



成年後見制度とは

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、その方の権利を守り、法的に支援する制度です。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります

法定後見制度

すでに認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分ではないため、自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、本人を法的に支援する制度です。

任意後見制度

将来、自分が認知症等で契約や支払いができなくなったときに備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうのか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

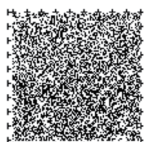
例えば、こんなときは成年後見制度…

■ 法定後見制度

- 介護費用を得るために、不動産の処分をしたいが、判断能力が不十分で一人で行うことが難しい。
- たびたび消費者被害に遭っていて、クーリングオフの手続きでは間に合わない。

■ 任意後見制度

- 将来、認知症などで、自分自身のことができなくなったときに備えて、今のうちに財産管理や介護の手配をしてくれる人を決めておきたい。



法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度

法定後見制度

すでに、判断能力が不十分な方の権利や財産を保護するため、家庭裁判所に後見等開始の申立を行います。申立ができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族などです。判断能力に応じて補助・保佐・後見の3つの類型に分けられます。

補助

判断能力が不十分な方

保佐

判断能力が著しく不十分な方

後見

判断能力が欠けているのが通常の状態の方

家庭裁判所で選任された成年後見人等は、本人の生活に配慮しながら法律行為（財産管理・身上保護[※]）を行います。

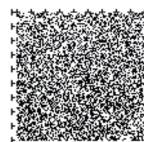
※身上保護とは、本人の生活、医療介護・福祉に関わる契約等

任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ本人が選んだ方（任意後見人）に、支援してほしい事柄について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおきます。この任意後見契約は、公証役場で結ぶことができます。

本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立を行います。申立ができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人になる人（任意後見受任者）です。

家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じ、任意後見人としての活動が始まります。



補助・保佐・後見の概要について

		法定後見制度		
		補助	保佐	後見
対象となる人		判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
審判開始の要件（本人の同意）		必要	不要	
同意権・取消権	取消が可能な行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為（民法13条1項に定める行為の一部）	民法13条1項に定める行為 ^{注1}	すべての法律行為
		※日常生活に関することは除く		
	本人の同意	必要	不要	
代理権	範囲	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為		すべての法律行為
	本人の同意	必要		不要
援助者の責務		本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する		
制度を利用した場合の資格などの制限		—	成年被後見人等の資格や職業などの制限はなく、業務を適切に行う能力があるかを個別的・実質的に審査されます。 ^{注2}	

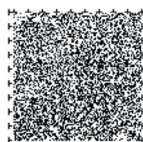
注1 民法13条1項に定める行為とは、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。

注2 会社役員について

後見の場合は成年後見人の同意及び成年後見人による本人に代わる就任承諾が必要です。

保佐の場合は保佐人の同意が必要です。

- 同意権・取消権** ・成年後見人は、本人が行った行為について取消権がありますが、日常生活に関する行為は取り消すことができません。
 - ・本人が保佐人や補助人の同意を要する行為について同意を得ないで行った場合は、本人も保佐人・補助人も取り消すことができます。ただし、日常生活に関する行為は取り消すことができません。
- 代理権** ・成年後見人等は、付与された代理権の範囲で、本人に代わって契約などの法律行為をします。



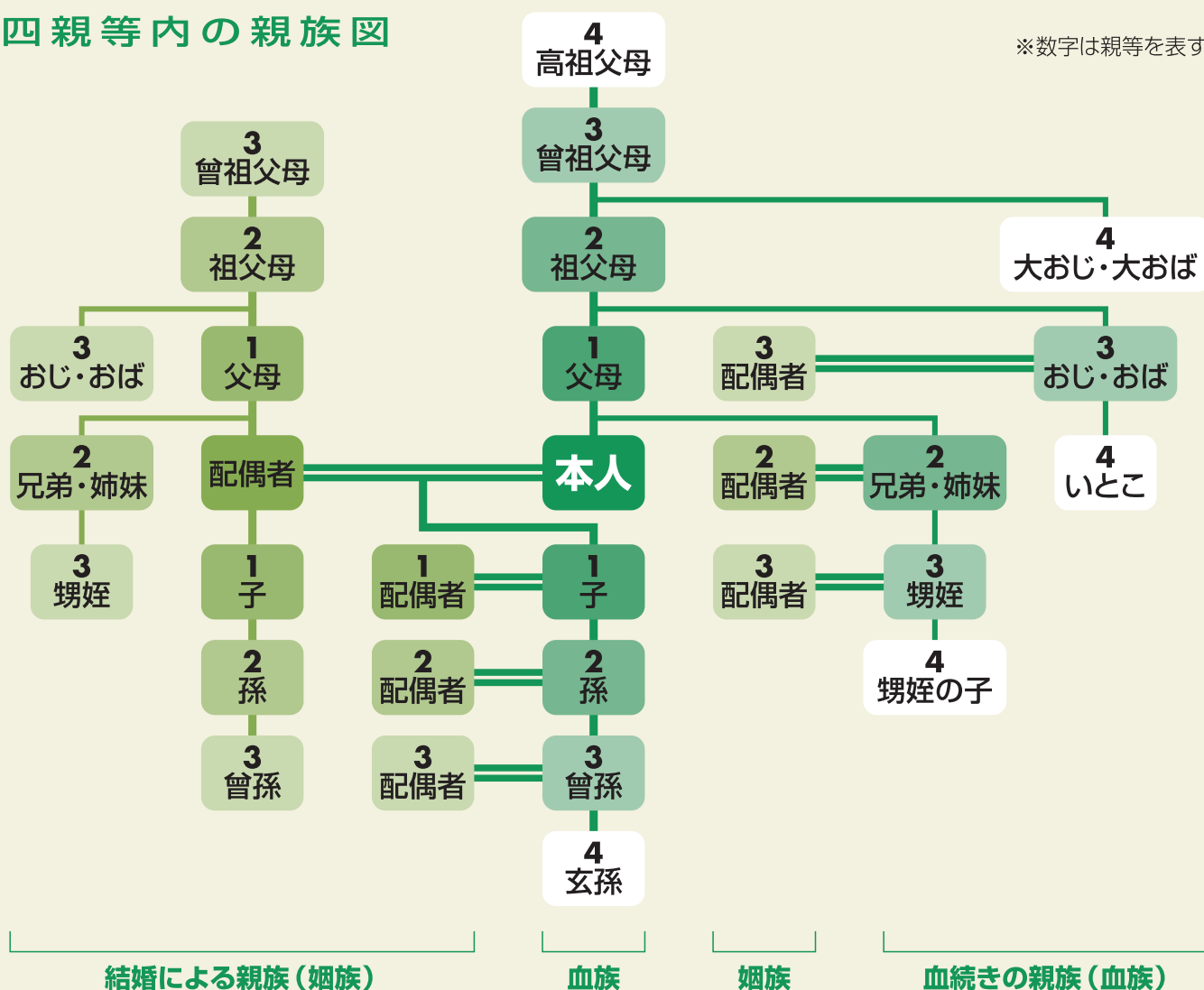
申立ができる親族と申立権者

法定後見の申立ができるのは

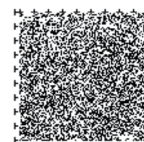
- ・本人、配偶者、四親等内の親族（下図）
- ・任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- ・区市町村長、検察官 など

四親等内の親族図

※数字は親等を表す



親族の範囲 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）



申立手順（法定後見制度）

申立準備

- ・ 申立書類を用意します。（家庭裁判所で配布。インターネットや郵送で取り寄せることもできます。「成年後見センターえみい」でもお渡しできます。）
- ・ 申立に必要な書類をそろえます。（住民票や戸籍抄本など）
- ・ 申立用の診断書を取ります。
- ・ 成年後見人等の候補者を決めます。候補者がいない場合でも、家庭裁判所が適任者を選任します。



ワンポイントアドバイス

申立人が申立に必要な書類をそろえたり、申立書を書くことが困難な場合は、弁護士や司法書士の専門家に申立の手続きを委任することもできます。（費用は委任する専門家にご確認ください。）なお、「成年後見センターえみい」では、申立書類の書き方等でご不明な点について、ご相談をお受けしています。

申立

- ・ 申立人が申立書類をそろえ、家庭裁判所に申立をします。（申立人に該当する親族がいない場合は、区長が申立をすることができます。）
- ・ 申立後、原則として申立人、成年後見人等候補者との面接が行われます。
- ・ 面接には、予約が必要です。家庭裁判所に電話して予約をします。（事前に郵送などで申立書類を提出してください。）
- ・ 面接は、申立人・成年後見人等候補者が指定された日に家庭裁判所に出向きます。
- ・ 申立時の費用として、収入印紙代、切手代などが必要です。家庭裁判所が鑑定を必要とする場合は、家庭裁判所に鑑定費用を納めます。

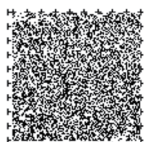


ワンポイントアドバイス

区長が申立を行う場合は、お住まいの地域の総合支所保健福祉センターにご相談ください。

審判手続

- ・ この他、本人の意思を尊重するため、家庭裁判所が本人（後見類型の場合を除く）の意見を聞くことがあります。
本人が家庭裁判所に行けない場合は、後日家庭裁判所から調査官が本人を訪問します。
（家庭裁判所の判断により、電話や書面で親族に照会をする場合もあります。）
- ・ 本人の判断能力について、医師の鑑定が行われることがあります。



審判

・
・

告知・通知

・
・

成年後見
登記

・
・
・
・



法定後見
開始

- ・申立に対し、家庭裁判所が本人の判断能力を審理し、成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という)を決めます。
- ・家庭裁判所が成年後見等監督人を選任したり、後見制度支援信託等の利用の検討を求められる場合があります。

- ・審判結果が、申立人と本人、成年後見人等に告知・通知されます。
(告知があってから2週間後に審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。)

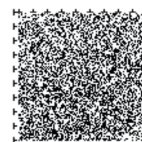
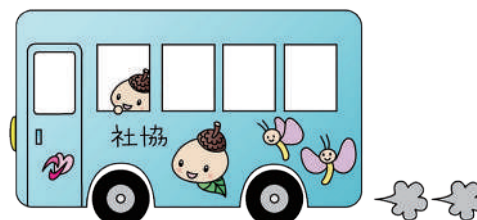
- ・法務局(東京法務局民事行政部 後見登録課)に登録されます。
(登記事項証明書は本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等が取ることができます。戸籍には記載されません。)



ワンポイントアドバイス

審判確定後、成年後見人等の登記が終了するまでに、1～2週間かかり、登記事項証明書が入手できるまでに時間がかかってしまいます。その間に、成年後見人等として業務を行う場合には、「審判書」と家庭裁判所が発行する「審判確定証明書」で行うこともできます。

- ・成年後見人等が、本人の生活に配慮しながら、財産管理や福祉サービスなどについて、契約の締結などの法律行為を行います。
- ・成年後見人等は、家庭裁判所の監督を受けます。
(本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等からの申立、または家庭裁判所の判断で成年後見等監督人がつき、成年後見人等の業務を監督することや、後見制度支援信託等の検討をすることもあります。)
- ・報酬は、家庭裁判所が本人の収入や資産、成年後見人等の仕事内容を総合的に判断して決めます。後見業務にかかった事務費用の実費については、本人の財産から支払われます。



成年後見人等の仕事

財産の管理に関すること

たとえば、

- ・預貯金の通帳、その他の財産の保管
- ・預貯金・有価証券などの管理
- ・預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- ・公共料金、介護保険料、国民健康保険料、生活や療養などのために必要な支払い
- ・税金の申告
- ・不動産の管理、処分(賃貸借契約)、増改築工事の契約
- ・貸地・貸家の管理(賃料収入管理)
- ・遺産分割、遺産・贈与の受領
- ・異議申し立て・訴訟



ワンポイントアドバイス

●通帳記帳による入出金のチェック

- ・支出では、家賃、光熱費などの公共料金、福祉サービスの利用料など、毎月必ず支払いが生じるものは口座引落としも可能。
- ・小口現金は、金銭出納帳で管理。

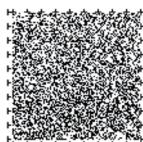
(本人の預金や預かり金からの支払いと、成年後見人等が本人のために立て替えた費用の実費は明確に分けておくこと。領収書も日付順にノートに貼っておくこと)

●取消権の行使

- ・悪質な訪問販売や電話セールスなどにより、本人が行った売買契約の取り消しや、本人に不利益になるような契約の取り消し。

●その他、預かり財産や不動産の管理など

就任時、その後も定期的に全財産の目録を作成し、家庭裁判所に提出します。



生活や健康管理に関わること

たとえば、

- ・日常生活の見守り
- ・入退院の手続き、医療費の支払い
- ・施設入退所契約
- ・福祉サービスの契約、処遇の見守り



ワンポイントアドバイス

●定期的な見守りで気をつけること

- ・介護保険のサービスや、福祉サービスが現状のプランでよいか、またケアプランどおり提供されているか。提供されたサービスが、本人の身体状況や生活状況に合っているか。
- ・日常生活上、個人として尊重され、安全安心に過ごすことができているか。

家庭裁判所（成年後見等監督人）への報告

- ・財産管理及び身上保護の状況を、定期的に報告する。

※家庭裁判所の許可が必要な事項

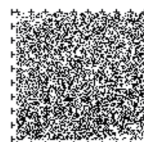
- ・居住する不動産の売却、抵当権の設定
- ・居住する家屋の賃貸借契約の解除など
- ・多額の財産の変動・支出など

成年後見人等の仕事に含まれないこと

- ・介護や家事援助などの労働
- ・入院・入所時の身元引受、保証
- ・手術など医療に関する同意
- ・養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- ・遺言、臓器提供、延命治療など、本人自身の意思に基づくことが必要な行為
- ・葬祭、埋葬、家財の整理など死後の手続き、相続手続き



成年後見人等であっても支援できないことがあります。親族や支援者の方と一緒に本人を支援することが重要です。



任意後見制度

将来、認知症などで契約や支払いができなくなったときに備えて、希望する生活を実現するために財産管理や身上保護を行ってもらう任意後見人を、あらかじめ自分で選び、任意後見契約を結んでおく制度です。任意後見契約は、公証役場で公証人が作成する公正証書で結びます。任意後見人が後見人として活動を始めるのは、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立をし、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからです。

契約準備



任意後見 契約・登記



- ・将来、どのように暮らしていきたいかを自分で考えます。
- ・任意後見人を引き受けてくれる人(任意後見受任者)を選びます。
- ・任意後見受任者と話し合い、どんなことを依頼するかを決めます。



ワンポイントアドバイス

任意後見制度は、判断能力が十分でなくなったときに備えるものです。判断能力が十分でも、身体が不自由になって財産管理などを依頼したい場合は、別に「任意の財産管理契約」を結ぶ方法もあります。

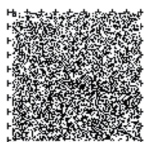
- ・任意後見受任者と一緒に公証役場に行き、任意後見契約を結びます。
- ・公正証書作成の手数料と後見登記の費用がかかります。



ワンポイントアドバイス

公正証書は、全国どこの公証役場でも作成できます。公証役場まで出かけられない場合は、出張してもらうことも可能です。(別途出張費用がかかります)

認知症や病気などにより判断能力が不十分な状態になったとき



任意後見 監督人選任 の申立 ・ 任意後見 監督人 の選任・ 任意後見 開始

- ・本人・配偶者・四親等内の親族、または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。
- ・申立時の費用として、収入印紙代、切手代などが必要です。



ワンポイントアドバイス

任意後見監督人選任の申立がされないと、任意後見人としての活動が始まりません。本人の判断能力の状態を定期的に把握する工夫が大切です。

- ・任意後見監督人が選任された後、任意後見受任者は任意後見人となります。任意後見人は、あらかじめ結んでいる任意後見契約に基づき、財産管理・身上保護の事務を行います。
- ・任意後見人には、あらかじめ契約していた報酬を支払います。
- ・任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。



ワンポイントアドバイス

任意後見人には、本人が不利益な契約などを結んでしまった場合の取消権はありません。

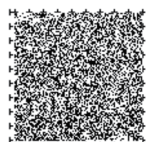
1 任意後見監督人選任の申立書類

- ☐ 任意後見監督人選任申立書
- ☐ 任意後見受任者事情説明書
- ☐ 本人の財産目録及びその資料（不動産の全部事項証明書、預金通帳のコピー等）
- ☐ 本人の収支予定表及びその資料（領収書のコピー等）
- ☐ 申立事情説明書(任意後見)
- ☐ 親族関係図

2 その他の添付書類

●「任意後見契約公正証書のコピー」以外は、申立日から3か月以内のもの

- ☐ 診断書(成年後見用)
- ☐ 本人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ☐ 本人の住民票又は戸籍の附票（注意!! マイナンバーの記載がないものを提出してください。）
- ☐ 任意後見受任者の住民票又は戸籍の附票
(登記事項証明書と申立書の住所が異なる場合のみ、住所の異動が確認できるものを提出してください。)
(注意!! マイナンバーの記載がないものを提出してください。)
- ☐ 登記事項証明書(任意後見)・本人が登記されていないことの証明書
(東京法務局で発行されます)
- ☐ 任意後見契約公正証書のコピー
- ☐ 診断書付票



あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

社会福祉法に基づく福祉サービスです。

- 介護保険などの福祉サービスの手続きの仕方がわからない。
- 通帳をなくしてしまいそうで心配。
- 身体や足が弱ってきて、銀行に行くことができなくなった。
- 郵便物を見ることが大変になってきた。

このようなときに定期的に訪問して、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理をお手伝いします。

■ サービス内容

福祉サービスの利用援助（基本サービス）

福祉サービスを“あんしん”してご利用いただけるよう、契約手続きなどのお手伝いをします。

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申込・契約の援助、苦情解決の援助
- 区役所などから届く郵便物の整理 など

日常的金銭管理サービス（オプション）

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

- 日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続きの援助
- 社会保険料、公共料金、家賃などの支払いの援助

※必要に応じて、日常生活に使用する普通預金通帳や銀行印をお預かりします。

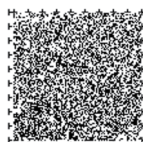
書類等預かりサービス（オプション）

大切な書類、通帳、印鑑などをお預かりします。

※宝石や自宅の鍵、頻繁に出し入れを必要とするものなど、お預かりできないものもあります。

■ 利用料

サービス		料 金
福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算)
	日常的金銭管理サービス (通帳を預からない場合)	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算)
	日常的金銭管理サービス (通帳を預かる場合)	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算)
	書類等預かりサービス	1か月 1,000円



■ あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）と成年後見制度の関係

自分で契約等の手続きや財産管理ができなくなり、あんしん事業の範囲を超えた支援が必要になった場合は、成年後見制度が利用できます。

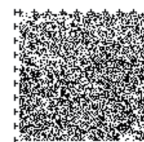
家庭裁判所が選任した成年後見人等が、家庭裁判所の監督のもと法的な権限を持ってご本人を支援します。

あんしん事業と成年後見制度の対象者



あんしん事業と成年後見制度の支援の範囲

	支援内容	あんしん事業	成年後見制度
日常生活に関すること	日常的な金銭管理	○	○ ※取消はできない
	預金通帳や銀行印の保管	○	○
	年金の受領	○	○
	介護保険サービスの利用契約	△ ※手続き支援のみ	○
	病院入院契約	△ ※手続き支援のみ	○
療養・看護に関すること	医療や住居の確保	×	○
	施設への入退所契約	△ ※手続き支援のみ	○
	施設での生活の見守り、異議申立	×	○
重要な財産に関すること	不動産の処分や管理	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の場合の契約の取消	△ ※手続き支援のみ	○



「成年後見センター えみい」の業務 相談支援

■ 相談員による相談

電話や窓口で、将来の不安や成年後見制度に関する相談のほか、親族の方の申立支援、親族後見人のことなど、様々なご相談をお受けします。なお、ご自宅等への出張相談も受け付けています。

【受付時間】

月～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前8時30分～午後5時

■ あんしん法律相談（予約制）

成年後見制度等について弁護士による無料法律相談を行っています。あらかじめお電話でお申込みください。

【相談日】 第1・3水曜日及び第2木曜日 いずれも午後

【相談時間】 原則として一人30分1回のみとなります。



■ 成年後見制度申立手続き説明会（予約制）

成年後見制度のうち、法定後見制度の申立を予定している親族の方を対象に、申立手続きや申立書類についての説明をいたします。東京家庭裁判所（本庁・立川支部）への申立が対象です。説明は、世田谷区が養成した区民成年後見支援員が行います。あらかじめお電話でお申込みください。

【開催日時・会場】

○成城会場

毎週水曜日 午前10時～11時30分

世田谷区成城 6-3-10 成城6丁目事務所棟3階 「成年後見センターえみい」

○三軒茶屋会場 ※令和6年2月26日に「太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル4階」へ移転

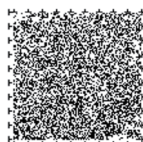
毎月第2・4木曜日 午前10時～11時30分

世田谷区~~太子堂2-12-2 T-one 世田谷ビル5階~~「世田谷地域社会福祉協議会事務所」

※ご予約がないときは、実施いたしませんので、必ず事前予約をお願いします。

■ 地域版成年後見制度相談会（予約制）

概ね月1回、各地域に出張し個別に成年後見制度に関する相談をお受けします。詳細の日程と会場は、「成年後見センターえみい」にお問い合わせください。説明は、世田谷区が養成した区民成年後見支援員が行います。あらかじめお電話でお申込みください。



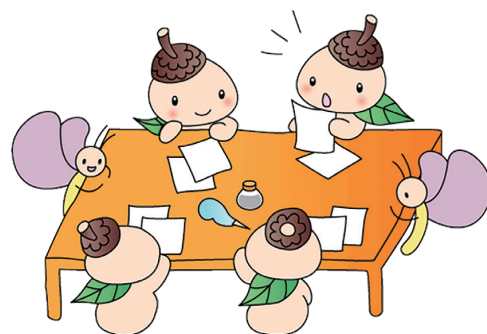
成年後見制度の普及啓発

■ 老い支度講座（予約制）

老後に備えて、不安に感じることの多い相続や遺言、成年後見制度に関する講座を各地域の事業者等と共催で開催します。講師は弁護士などの専門家で、参加は無料です。あらかじめお電話でお申込みください。なお、具体的な相談が必要な場合には、「成年後見センターえみい」にぜひ、直接ご相談ください。

■ 成年後見セミナー（予約制）

成年後見制度のうち、法定後見制度の申立を考えている親族や制度を学びたい区民を対象に、法定後見制度のしくみや申立ての手順、成年後見人の役割などについて分かりやすく学べる講座を開催しています。講師は弁護士などの専門家で、資料代として参加費を頂きます。あらかじめお電話でお申込みください。



■ 講師の派遣（予約制）

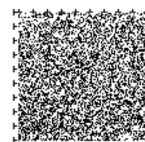
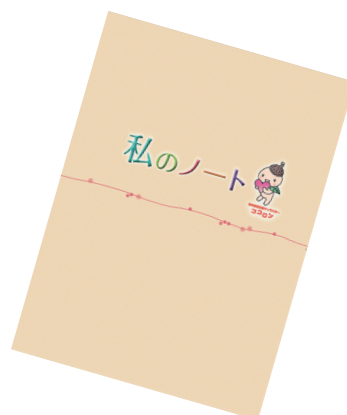
各関係機関の勉強会や講座、区民が主催するふれあい・いきいきサロンなどで、成年後見制度の話をする講師を派遣し、制度の周知・啓発活動を行います。

■ 「私のノート」販売（一冊500円（税別））

「私のノート」は、自分の将来の生活について考え、周囲に自分の思いを伝えることで、安心して暮らす備えとするために、本会が独自に作成したエンディングノートです。

ご自身に関わるネットワークを活用して、関係者の確認ができます。

また、表紙の内側にポケットがついており、大事な写真や書類が挟めるようになっています。



成年後見を担う人材の育成

■ 区民成年後見人の育成

世田谷区では成年後見人の需要に対応するとともに、住民同士の支えあい活動の一環として、平成18年度から、全国に先駆けて「区民成年後見人養成研修」を実施しています。家庭裁判所が個人として選任できる区民成年後見人の育成を目指し、養成、相談、支援、監督までを含めて、区民成年後見人の活動を支援しています。

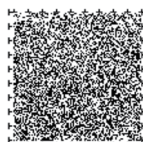
研修は約55時間（延研修日数12日間）の講義・実習で構成され、区民成年後見人活動に必要な知識を学びます。



■ 世田谷区区民成年後見支援員の活動支援

世田谷区区民成年後見人養成研修修了生は、面接を経たうえで「世田谷区区民成年後見支援員」として登録し、「成年後見センターえみい」が行う普及啓発活動や法人後見活動の支援を行います。

また、定期的な連絡会、研修、交流会等を行っています。



成年後見センターの法人後見・任意後見契約

■ 法人後見

区民の権利及び生活、財産を守るために、法人として成年後見人等を受任します。対象者は、「世田谷区社会福祉協議会法定後見受任ガイドライン」に基づき、原則世田谷区民で、福祉的対応が必要な方です。関係機関と連携・協力して財産管理や身上保護に努めます。



■ 後見監督

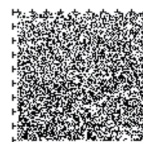
区民成年後見人が選任された場合は、家庭裁判所の選任を受け、世田谷区社会福祉協議会が区民成年後見人の監督人を受任します。区民成年後見人が受任する対象者は、「区民成年後見人候補者の推薦にあたってのガイドライン」に基づき、原則世田谷区民で、トラブルの心配がなく、管理すべき財産が多額ではない方です。

■ 任意後見契約

将来、認知症等で、自ら判断や契約ができなくなったときに、任意後見人として世田谷区社会福祉協議会が支援できるよう、公正証書により任意後見契約を締結します。契約発効前の特約として訪問や電話による「見守り・相談」のほかに、希望者には入退院時支援・葬儀手配等サービスを実施しています。利用の際は、費用がかかります。

契約にあたって

- 公証役場で世田谷区社会福祉協議会と公正証書(別途費用)により、任意後見契約を結びます。
 - 公正証書遺言の作成と遺言執行者を決めていただきます。(別途費用)
- ※発効後には、ご資産に応じて任意後見契約で定めた報酬と家庭裁判所から選任された任意後見監督人報酬が発生します。



成年後見制度利用促進に向けた取り組み

認知症高齢者等が増加している中、成年後見制度を十分に普及させていくために、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。世田谷区においても令和3年4月に「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて取り組んでいます。

【目標1】 本人がメリットを実感できる制度の運用

権利擁護が必要な方を早期に発見し、速やかな支援を行うことでご本人の生活の質の向上を図ります。

制度の申立て支援や後見人等候補者の選任、親族後見人に対する支援等を行うことで制度を利用しやすくし、親族後見人の不安等を解消し安心してご本人に寄り添えるよう支援します。

区民相互の支え合いにより権利擁護を推進する体制を確保するため、区民成年後見人を養成します。

【目標2】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

親族をはじめとした成年後見人への支援や成年後見制度を利用すべき方を早期に利用につなげるため、中核機関を設置し、地域団体等と連携し、ネットワークを形成し利用促進に取り組みます。

※中核機関の役割

- (1) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能強化に向けた「司令塔機能」
- (2) 地域連携ネットワーク会議を運営する「事務局機能」
- (3) 「権利擁護支援の方針」、「本人にふさわしい成年後見制度の利用」、「モニタリング・バックアップ」の3つについての検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」

【目標3】 安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

判断能力が十分でない高齢者等で、親族からの支援が得られない方に対して、区が親族等に代わって後見開始の申立てを行います。

また、費用負担能力がなくても成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。

※要件や助成額の上限があります。 問合せ先：世田谷区保健福祉政策部生活福祉課 03-5432-2767



成年後見制度に関するお問合せ先(都内)

成年後見制度の申立について

東京家庭裁判所「後見センター」

東京都千代田区霞が関1-1-2
☎03-3502-5359

東京家庭裁判所立川支部後見係

東京都立川市緑町10-4
☎042-845-0322, 0324

任意後見契約について

日本公証人連合会

千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル5階
☎03-3502-8050
ホームページ <http://www.koshonin.gr.jp/>

世田谷公証役場

世田谷区三軒茶屋2-15-8 ファッションビル4階
☎03-3422-6631

成年後見登記について

東京法務局 民事行政部 後見登録課

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
☎03-5213-1360
ホームページ
<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html>

成年後見制度一般について

法務省民事局

東京都千代田区霞が関1-1-1
☎03-3580-4111
ホームページ
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

成年後見制度の利用、成年後見人の紹介、相談等

東京三弁護士会統一電話相談

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館
☎03-3581-9110

東京弁護士会

高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」
ホームページ <http://toben.or.jp/>

第一東京弁護士会

成年後見センター「しんらい」
ホームページ <http://www.ichiben.or.jp/>

第二東京弁護士会

高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり〜な」
ホームページ <http://niben.jp/>

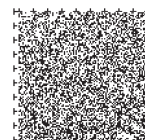
リーガルサポート東京支部(司法書士会)

東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館5階
☎03-3353-8191
ホームページ <http://www.ls-tokyo.jp/>

公益社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ東京

東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5階
☎03-5944-8680
ホームページ <http://www.tokyo-csw.org/>

(令和6年1月現在)



社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
権利擁護支援課 成年後見センター えみい

所在地 〒157-0066 世田谷区成城6-3-10

成城6丁目事務所棟3階

電話 03-6411-3950 FAX 03-6411-2247



世田谷区社協キャラクター

ココロ



- 小田急線成城学園前駅北口下車 3 分
- バス「成城学園前駅(南口)」下車 4 分(成城学園前駅南口～渋谷駅・等々力操車所・用賀駅・二子玉川駅・都立大学駅北口)
- バス「成城学園前駅(西口)」下車 5 分(成城学園前駅西口～つつじヶ丘駅南口・調布駅南口・狛江駅北口・千歳船橋駅・千歳烏山駅北口・千歳烏山駅南口)
- くるりんバス「砧総合支所」下車すぐ(祖師谷・成城地域循環)

